

SATO通信

83号

hssr.sato-group.com

業務改善助成金が拡充しました！ 最低賃金 + 50円以内まで対象となります

	拡充内容
対象事業場の拡大	地域最低賃金 + 50円以内 が対象 (北海道) 950円以下の方がいないと使えない → 970円以下の方がいれば使えます!
賃金引上げ後の申請	2023年4月1日から12月31日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要 → 2023年4月以降、既に賃金を引き上げた事業場も対象となります! ※これから引き上げの場合は必要 ※賃金引上げ結果と設備投資の計画は必要

一度、最低賃金との差であきらめた方、
既に大幅に事業場内の賃金を上げられた方も
対象となる可能性があります。
どうぞご相談ください!

SATO-GROUP



北海道SATO社会保険労務士法人
労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011 (351) 9914

FAX 011 (712) 0121



既に購入や契約を行った設備・機器についての申請は助成金の対象外となります。